

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【398】
2. 日時：令和5年2月16日 13時30分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 9D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

皆川管理官補佐、義崎上席安全審査官、岩崎安全審査官、伊藤原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他25名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力安全・品質保証グループ 担当 他2名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力事業本部 原子力技術部 品質保証室 上席課長 他2名※

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力安全設計チーム 担当※

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、設計及び工事に係る品質マネジメントシステム、主な説明事項（審査会合案件）、保管アクセス（プラント関係）及び設定根拠（放射性物質吸着材の設置箇所の変更）について、令和4年12月14日、令和5年1月30日、2月10日及び2月14日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【設計及び工事に係る品質マネジメントシステム】

- 使用前事業者検査の実施体制について、総括責任者が品質保証部長を兼務している理由を説明すること。
- 使用前事業者検査における品質保証部長の役割を説明すること。

【主な説明事項（審査会合案件）＜プラント関係＞】

- 光電アナログ式分離型感知器及びその他の感知器の設置方法について、

火災防護審査基準への適合性も含めて説明すること。

【保管アクセス（プラント関係）】

- 安全対策工事に伴う西側工事エリア周辺の屋外アクセスルートへの影響のうち、可搬型設備の接続口周辺の可搬型設備の配置への影響について、評価に用いている有効性評価シーケンスで使用する可搬型設備以外の電源車の配置への影響も併せて説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし